



議案第十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

次のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和六拾年参月廿参日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号中「当り五百円以内」を「当たり千円以内」に、「二千円以内」を「三千円以内」に、「一万一千円以内」を「一万五千円以内」に、「一万五千円以内」を「二万円以内」に、「六千円以内」を「二万円以内」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。